

勤務間インターバル宣言

十分な生活時間や睡眠時間の確保は、職員の健康保持増進やウェルビーイングの実現に寄与するとともに、組織の生産性を高め、ひいては県民サービスの向上につながります。

富山県庁では、原則 11 時間以上の休息時間を確保する「勤務間インターバル」を導入することとしました。

今回の「勤務間インターバル宣言」により、県内企業等においてもこの取組みが広がるよう、県庁が率先して取り組んでまいります。

令和 5 年 5 月 17 日

富山県知事

